

学校の危機への臨床心理学的な支援

針塚 進

学校安全の危機

最近では、児童生徒あるいは教師が被害者または加害者となるなどのマスコミが取り上げる事故や事件が多発している。とくに殺人の被害者や加害者という極めて深刻な事件が、学校場面で発生し直接多くの児童生徒が関係するものもあるし、それが学校場面で起きたものではないが児童生徒に大きなショックとなり心理的な影響を及ぼすものもある。これらは、児童生徒のみならず教師や保護者にも影響を与えており、学校の危機となつて

いる。この学校の危機に対する対応は、学校安全の観点から外来者の学校への侵入阻止の対策などハード面と安全教育がなされるのと並行して、影響を受けてしまっている児童生徒、教師そして保護者への心のケアが不可欠となっている。そこで現在では、スクールカウンセラーを中心にして臨床心理士などによる臨床心理学的な支援が行われている。

支援の二つの視点

長崎での中学生による幼児誘拐殺人事件を例にし

て考えてみると、この事件には学校をめぐるの臨床心理学的支援として二つの視点が考えられる。

その一つは、加害者となった「軽度発達障害児をめぐる支援」である。長崎家裁の決定理由をめぐれば、次のような特徴と問題が指摘されている。この生徒は、広汎性発達障害の一亜型であるアスペルガー症候群だとされる。アスペルガー症候群のみでなく、軽度の自閉性障害児や注意欠陥・多動性障害児（ADHD）などの軽度の発達障害児が通常学校の通常学級に在籍しており、これらの児童生徒には特別な支援が必要だとされている。すなわち、それは児童生徒への直接的支援のみでなく、担任教師や保護者への支援も含んだものである（「教育と医学」48巻1号。注2）。

第二の臨床心理学的支援の視点は、「事件・事故をめぐる支援」である。すなわち、加害生徒を取り巻く生徒や教師・保護者への支援である。加害生徒と同じ学級で彼をよく知る生徒や小学校時代に優しく対応していた友達などが心身の不調を訴えることなどがあれば、それは事件が与えた何らかのストレスによって引き起こされた反

応と考えることができる。それは、自分の身近な同世代の者が幼児を誘拐し、屋上から突き落とし、しまったということ自体が現実のものと思えないような大きなショックを経験し、心身の反応を起すことである。すなわち、事件によって与えられたトラウマ（心的外傷）を経験したための症状と考えられるので、それらの生徒にはきちっとした支援をしなければならぬ。また、同時に担任教師をはじめ関連する教師への支援も必要となることもあるであろう（「教育と医学」53巻1号、九二～九六頁）。

このように「事件や事故をめぐる支援」は、上記のように学校外の場合でも必要となることがあるが、直接的に学校場面での事件や事故はより一層児童生徒と教師への支援が必要となる。

● 軽度発達障害児をめぐる支援

軽度発達障害児をめぐる支援は、具体的な大きな事件や事故が起こらない場合でも、学校や学級においては支援を必要とする場合が多い。

(1) 教師への支援

通常学級を担任する教師の多くは、障害児に関する情報・知識や障害児教育に関しての経験が少ない場合が多い。また、軽度発達障害児のもつ特徴は、対人関係に現れることが多いため、同級生としばしばトラブルを起こす。しかし、低学年では、しつけや対人的なスキルが十分形成されていないため、というように考えられがちである。ところが、中学年以降になると彼らの特徴がさらに鮮明になり、教師の対応が困難になってくる。このような状況になっても中堅以上の教師の場合には素直に他の教員には相談することが難しい。それは自分の指導力不足ととらえられることに抵抗を感じるからであろう。そこで必要なのは子ども理解について、身近に気軽に相談できるような専門家が必要である。それは、「特別支援教育コーディネーター」（「教育と医学」51巻12号）や「スクールカウンセラー」（注2）などである。

(2) 保護者への支援

「友達と仲よく一緒に遊べない」「乱暴な行動が目立つ」などという学校での問題行動が教師から

伝えられ、親が家庭での指導をしつかりするように求められる。このときから親は、わが子の問題を受けとめなければならなくなるが、親にとつてはそのようなわが子のことをなかなか「受けとめる」ことが難しい場合もある。また、そのようなわが子の問題行動を認めたとしても、授業参観などでわが子の問題行動を見ることがつらくなり、わが子への「苛立ち」や「失望」さらには自分の育て方などについての「罪障感」を抱くようになる。家庭で親だけで問題を解決しようと努力することは、時に同級生の親や学校に対しても引け目を感じるなどから、親自身も周囲から孤立化するということにもなる。そのため保護者にとつては、わが子を軽度でも「障害児」とは受け入れがたいことが多い。このような保護者に対して、子どもの受け入れと養育についての支援が不可欠である。

(3) 子ども自身への支援

子ども本人は、これまで周囲の子どもからは仲間はずれをされたり、傷つくような言葉を投げかけられたり、親や教師からは様々な叱責や注意を



障害児・者に対する心理的援助に関して研究しています。ここ4年、毎年、インドの障害児に対する動作法の適用に関する臨床的研究のためにデリーに出かけています。インドからも日本の動作法を学ぶために研究者や教師が来日するなどの交流を行っています。

この事件・事故をめぐっての支援（注3）は、臨床心理士などによる緊急的な支援のみならず、継続的な支援としてスクールカウンセラーなどによって積極的に行われてきている。

(1) 児童生徒への支援

児童生徒への支援は、自分の仲間が被害者また

事件・事故をめぐっての支援

受けてきていて「自分は良い子ではない」というように自尊心が低くなっている。また、自分自身でも自分がコントロールができないで困っていることすらある。この子どもへの支援は、学校の教室内だけでの支援では難しく、専門機関でしっかりとした心理的なケアが必要となってくる。

は加害者となったことによる周囲の児童生徒の動揺と不安の軽減を図ること、さらには心身の症状を呈する子どもへの対応である。

子どもたちは、自分と被害者（加害者）と関係づけ、事件や事故が現実のものとして受け入れがたいことであり、自分の気持ちを言葉などで説明できるような状態でなくなってしまう。そのような状態の子どもから気持ちなど何かを聞き出そうとするようなことは戒めなければならない。そのため、彼らには専門家の支援が不可欠となる。

(2) 教師への支援

児童生徒と同じように事件・事故を受け入れられない反応を示す教師、さらには責任感や無力感によってうつ状態になり、専門機関でのケアを必要とする者もいる。しかし、多くの教師は、シヨックを受けながらも子どもたちへの対応をしなければならぬ。すなわち、子どもへの支援を行う立場にありながらも、自分自身も支援を受けなければならないということがある。

このような教師への支援は、教師個人への支援を越えて、教師間の気持ちや情報の共有など教職

員全員の協力関係と信頼関係の保証をするような支援が行われなければならない。

(3) 保護者への支援

保護者への支援が最も難しい課題となっている。それは、保護者はわが子の安全とケアを最優先するということが前提になっている。他方で、子どもは自分の身近な仲間のことであるので直接的問題であり、教師には自分の学校の児童生徒であり自分の職務と関わる直接な問題であるが、多くの保護者にはわが子を介した間接的な問題である。そのため保護者への支援は、心的ケアというよりも、事件・事故の客観的な情報等の提供など、問題状況と子どもの安全への対応に関する説明が、保護者への支援の要となるであろう。

支援体制づくり

学校危機への支援は、スクールカウンセラーなどの心の専門家の役割は大きいですが、それが効果的に機能するには、校長・教頭といった学校の管理職、教育委員会などの教育行政、PTA（保護者

会）などによる支援体制づくりが不可欠である。支援体制づくりに関しての実際的な情報や工夫については、支援経験の豊かな都道府県にある「臨床心理士会」が有している。

〔注〕

- 1) 「軽度発達障害児」に関しては、本誌「教育と医学」に掲載されたものを編纂した教育と医学の会（編）「現代人の心の支援シリーズ5巻、障害のある人を支える」（慶応義塾大学出版会）を参照されたい。
- 2) 「スクールカウンセリング」に関しては、「教育と医学」44巻4号、48巻7号、52巻4号などを参照にされたい。
- 3) 「事件・事故をめぐっての支援」については、活発な支援活動が行われていて「スクールカウンセラー」や「臨床心理士」の研修会等では事例の検討等が行われているが、プライベートに関わるので本稿では概要だけにとどめている。

● 針塚進（はりづか すずむ）

九州大学大学院人間環境学研究院教授、教育と医学の会理事。九州大学大学院教育学研究科博士課程単位取得退学。教育学博士。専門は、臨床心理学。著書に『講座 臨床心理学4巻・異常心理学Ⅱ』（共著、東京大学出版会、二〇〇二年）、『講座・臨床動作学③ 障害動作法』（分担執筆、学苑社、二〇〇二年）など。